

## 感染症による欠席と利用について

飛沫感染をする学齢期のおもな感染症(学校感染症第2種)

疾病名	ご利用できない期間	主な感染経路
インフルエンザ	・発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった後2日を経過するまで	接触、飛沫
おたふくかぜ	・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	接触、飛沫
水ぼうそう	・すべての発疹がかさぶたになるまで	接触、飛沫
咽頭結膜熱 (プール熱)	・主な症状がなくなったあと2日を経過するまで	接触、飛沫
百日咳	・特有の咳が出なくなるまで、または抗生物質による治療が終了するまで	接触、飛沫
はしか	・熱が下がった後3日を経過するまで	飛沫
風疹 (三日はしか)	・発疹が消えるまで	接触、飛沫

※学校保健安全法によるエボラ出血熱、ジフテリアなどの第1種感染症(発生はまれだが重大な感染症)については、完治するまでご利用いただけません。

※溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染症胃腸炎(流行性嘔吐下痢症) 手足口病、感染胃腸炎については、流行の状況等により横浜市の指導によりご利用ができない場合がございます。

※学年閉鎖、学級閉鎖に該当した児童・生徒はご利用いただけません。

※インフルエンザ注意報が発令されている期間に、37.5℃以上の発熱がある時は、利用を中止し、ご家族にお迎えのお願いをいたします。

感染症の流行を防ぐために、定められたお休みに従い医師の登校許可が出るまでご家庭で安静にして下さい。